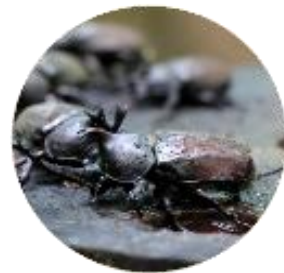




田村市中小企業及び小規模企業振興に関する基本計画



2025 年 3 月

田 村 市



田村市中小企業及び小規模企業振興に関する基本計画

基本事項	2
計画の基本理念	2
計画の基本方針	3
計画の位置付け	4
本市の現状.....	5
人口状況.....	5
市内産業（総生産）について	6
郡山・田村管内の雇用情勢	8
田村市における新卒求人の状況	9
基本方針に沿った各施策	12
参考資料	16
中小企業、小規模企業、小企業の定義.....	20

基本事項

計画策定の目的

市内事業者の大多数を占めている中小企業・小規模企業は、本市の地域経済の活性化や雇用創出等に大きな役割を果たしています。

本計画を策定する令和6年度現在、田村市内経済においても、国際的な原材料価格の上昇及びエネルギー価格の高騰に伴う物価上昇については各企業の喫緊の課題となっています。

また、令和4年度に行った田村市事業者実態把握調査では、市内事業所において、景気変化に伴う人手不足が課題として挙げられており、福島県の最低賃金が令和6年10月時点で時給955円となる等の雇用情勢の変化が相まって、雇用・経営に対し効果的な手立てを見いだせていない状況があります。

前述の内容を踏まえた上で、あらゆる景気動向に対応するため、市内事業者においては地域内での経済循環や販路を拡大することは重要なポイントです。

本計画は、田村市中小企業及び小規模企業振興基本条例（以下「条例」という。）に基づき、中小企業及び小規模企業の振興に関する総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。

計画の基本理念

条例第3条において、中小企業及び小規模事業者の振興は、以下の点を関係者の共有理念とした上で推進することとされています。

- (1) 中小企業者及び小規模企業者は、自らの努力及び創意工夫により経営力向上を図り、成長発展及び事業の持続的な発展に努めること
- (2) 市の経済の発展を促進していくため、市、中小企業団体、金融機関、教育機関並びに市民は、中小企業者及び小規模企業者が市の経済と雇用を支える担い手であり、地域社会の維持、発展に重要な役割を担っているという基本的認識の下、中小企業及び小規模企業の発展を図るため相互に協力して取組むこと

第1項については「企業者は自らの努力・創意工夫により経営力向上を図る」という前提を記述しており、第2項においては「企業者の成長に向けて、各機関が協力する」ことで、市内経済の発展を目指す旨が記載されています。

まとめると、本理念については、計画遂行上、全員に共通理解をいただくことで、無作為な支援を行うものではなく、成長に前向きな企業者について、自社努力の内容に対して各機関において協力をしていくことで、ついでには地域内企業の努力を応援するものであることを改めてご認識いただけます。

計画の基本方針

本計画は中小企業・小規模企業振興の推進にあたって、条例に則し、次に掲げる事項を基本として定めるものです。（方針の大まかな内容を各項目の下に箇条書き、方針に伴う施策についてはP12に掲載。）

（１）経営基盤の強化を促進すること

- ・就労規程策定に向けた取り組み
- ・ライフワークバランスの推進
- ・創業スタートアップ支援事業の活用周知
- ・補助金等のタイムリーな情報発信の強化
- ・自社の経営資源の再確認
- ・経営者の経営に関する知識の強化
- ・市内企業同士の横のつながりの強化
- ・経営基盤強化に係る事業計画策定の促進
- ・雇用の創出・維持に向けた支援
- ・商工会、金融機関と連携した経営相談メニューの拡充
- ・DX推進に向けた支援

（２）円滑な資金の調達を促進すること

- ・補助金獲得に向けたコンサルタントの活用
- ・利子補給制度の拡充
- ・中小企業・小規模事業者支援補助金の周知
- ・各種融資・補助金制度の活用支援
- ・市内金融機関との連携強化
- ・資金調達の円滑化

（３）人材の確保及び育成を支援すること

- ・女性・若年層への雇用支援
- ・メンター制度の導入促進
- ・市内定住雇用者支援
- ・求人・求職マッチングサービスの実施
- ・外国人労働者の活用
- ・市内企業への就職支援
- ・市内企業の人材育成支援
- ・人材の定着・育成を図るための環境整備

（４）事業承継及び創業を促進すること

- ・個人商店事業継承制度の推進
- ・田村市空き店舗バンクの活用
- ・事業承継希望者の把握・計画策定及び資金調達の支援

- ・創業希望者の発掘・確保及び育成
- (5) 販路拡大及び強化を促進すること
 - ・田村市ブランドの確立
 - ・地域内消費喚起事業の実施
 - ・地域通貨事業による経済循環
 - ・買い物弱者・商店街活性化事業の推進
 - ・地域資源を活用した産業支援
 - ・観光業を踏まえた、田村市旅行モデルの確立
 - ・地域外からの消費流入促進
- (6) その他中小企業及び小規模企業の振興に関すること
 - ・企業の求める施策に関する継続的な調査
 - ・副業支援
 - ・その他補助事業の周知
 - ・地域内企業の需要・動向の把握

計画の位置付け

本計画は、第 2 次田村市総合計画を上位計画として、整合性を図られるものと位置付けます。

計画の期間

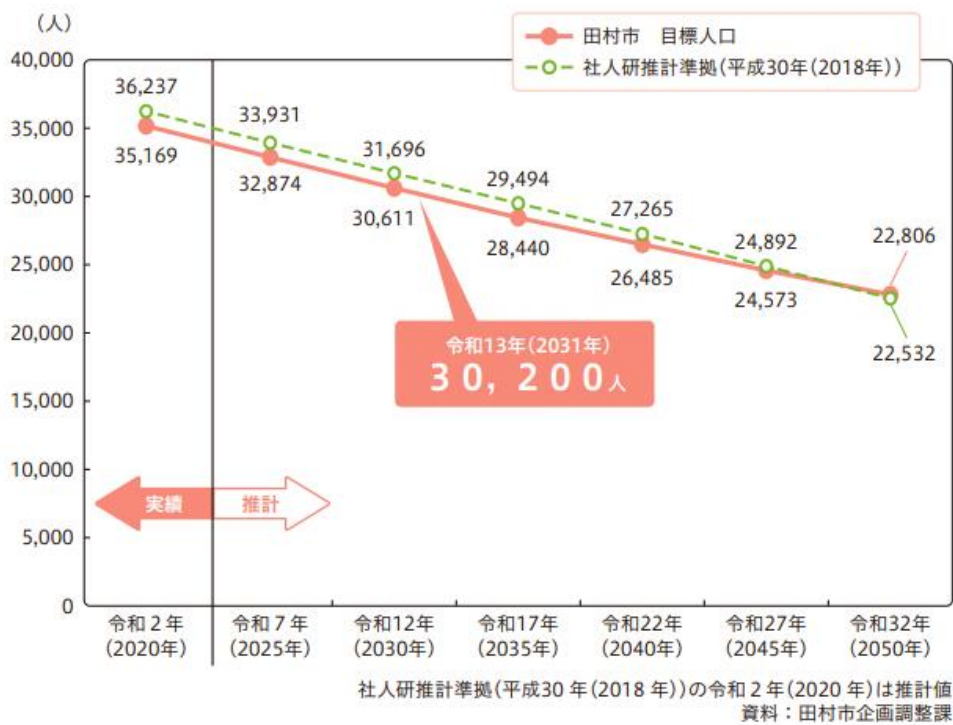
計画の期間は、上位計画である田村市総合計画等と整合性を図るため、施行開始から令和 13 年度までとします。ただし、社会経済の変化に対応するため、適宜施策の改善に努めてまいります。

本市の現状

人口状況（第2次田村市総合計画 P17 より引用）

国及び福島県全体の人口減少が進む中、国の推計によると、本市の人口は将来、3万人を下回ることが予想されています。（国立社会保障・人口問題研究所 平成30年推計）

▶ 田村市人口推計、社人研人口推計



◎人口動態(自然動態)					※各年4月1日現在					【参照：住民基本台帳】		単位：人	
年度	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年			
出生	227	275	244	222	218	205	181	182	129	111			
死亡	561	555	578	574	585	575	542	601	664	659			
増減数	-334	-280	-334	-352	-367	-370	-361	-419	-535	-548			

◎人口動態(社会動態)					※各年4月1日現在					【参照：住民基本台帳】		単位：人	
年度	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年			
転入	745	833	855	821	766	798	795	731	744	711			
転出	1,035	1,060	1,144	1,068	1,027	1,099	1,151	971	940	901			
増減数	-290	-227	-289	-247	-261	-301	-356	-240	-196	-190			

令和5年集計：人口動態
資料：田村市市民課集計

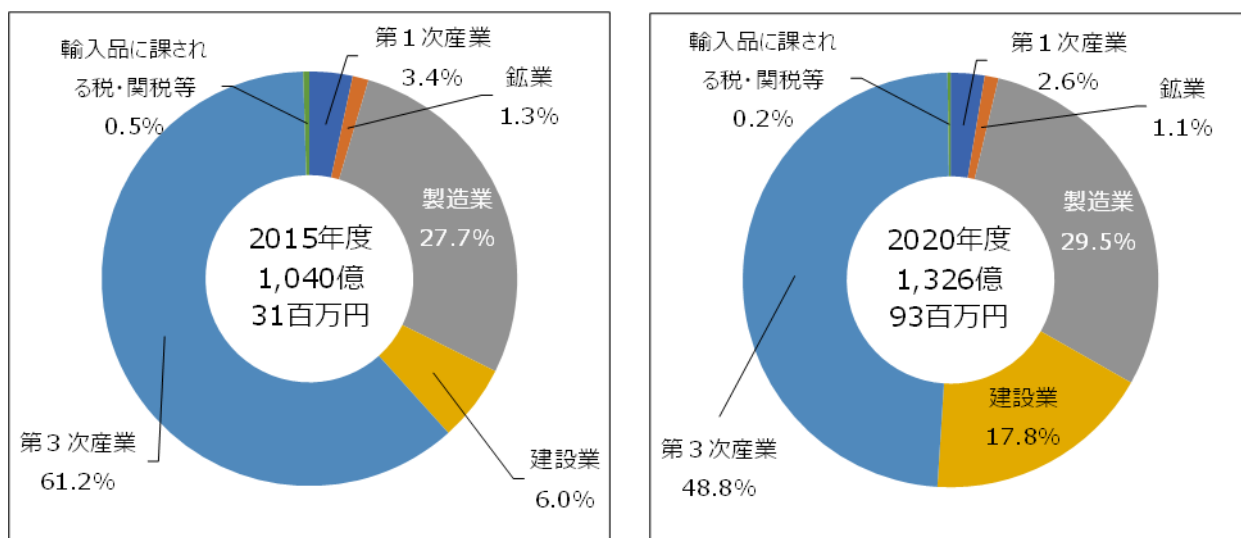
市内産業（総生産）について （ 田村市地域経済調査 [R6.3 発行] より引用 ）

田村市の市内総生産を産業別にみると、2015年度は第3次産業が6割を占めていました。第2次産業では製造業が27.7%と県平均の22.4%を5.3ポイント上回り、製造業に強みを持つ田村市の特徴が表れています。

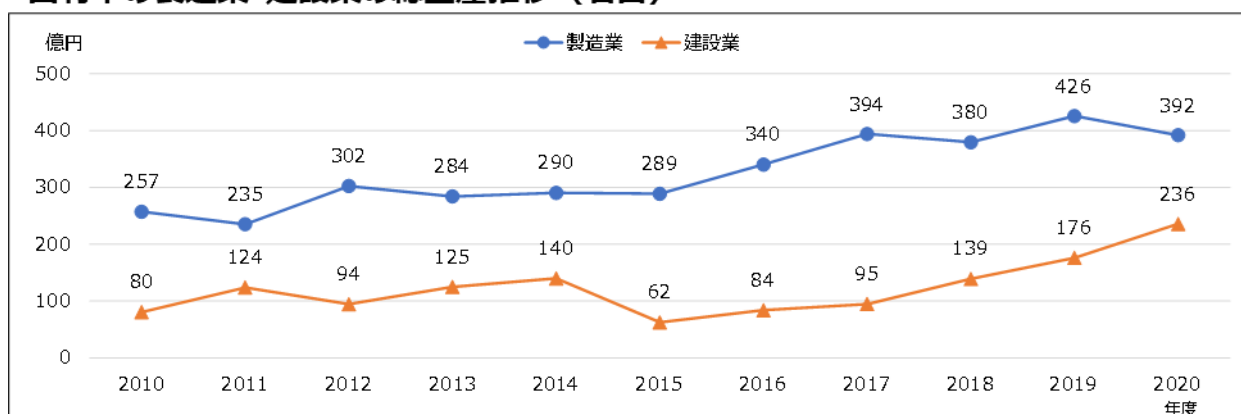
2020年度の構成比をみると、建設業が復興関連需要により17.8%と大幅に高まったほか、製造業も29.5%と上昇しており、第2次産業の拡大が総生産の増加に寄与していることがわかります。

2020年度における建設業の総生産は2010年度の約3倍にまで増加していますが、復興の進捗と共に今後減少していくことが予想され、持続的な経済成長には新たな産業の創出が必要になるものと考えられます。

田村市の市内総生産構成比（名目）



田村市の製造業・建設業の総生産推移（名目）



資料：福島県「市町村民経済計算」 2010年度は旧基準による参考値

出典：田村市地域調査（R5 公表資料）

産業構造について（ 田村市地域経済調査 [R6.3 発行] より引用 ）

令和 2 年（2020 年）田村市産業連関表の 13 部門分類をみると、「製造業」は生産額が 1,113 億 21 百万円と 1,000 億円を突破しています。また、構成比も 43.6%と 4 割を超え、福島県を 13.2 ポイント上回るなど、製造業の集積度合いがより強まっています。

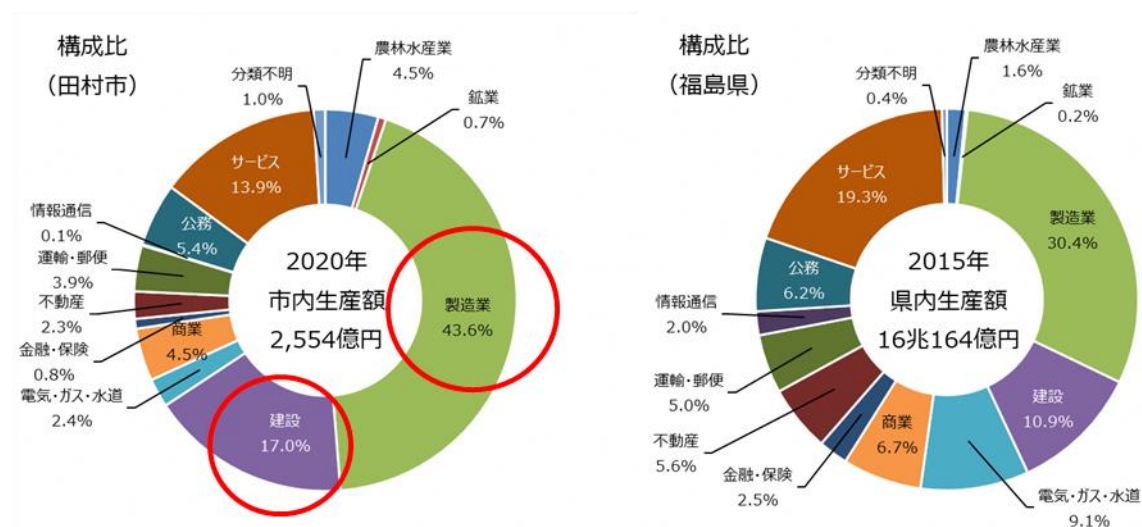
「建設」も 17.0%で福島県を上回り、「製造業」「建設」で 6 割を占める結果になっています。

令和 2 年（2020 年）田村市産業連関表（13 部門）

（単位：百万円、%）

No.	部門名	田村市		福島県	
		生産額	構成比	生産額	構成比
01	農 林 水 産 業	11,438	4.5	251,878	1.6
02	鉱 業	1,688	0.7	26,805	0.2
03	製 造 業	111,321	43.6	4,866,523	30.4
04	建 設	43,328	17.0	1,752,369	10.9
05	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道	6,254	2.4	1,465,049	9.1
06	商 業	11,378	4.5	1,070,329	6.7
07	金 融 ・ 保 険	2,123	0.8	400,261	2.5
08	不 動 産	5,879	2.3	900,143	5.6
09	運 輸 ・ 郵 便	9,958	3.9	797,356	5.0
10	情 報 通 信	235	0.1	322,308	2.0
11	公 務	13,697	5.4	998,091	6.2
12	サ ー ビ ス	35,561	13.9	3,098,895	19.3
13	分 類 不 明	2,501	1.0	66,407	0.4
合	計	255,362	100.0	16,016,414	100.0

部門別生産額構成比（13 部門）



田村市は令和2年産業連関表、福島県は平成27年（2015年）産業連関表のデータ

出典：田村市地域調査（R5 公表資料）

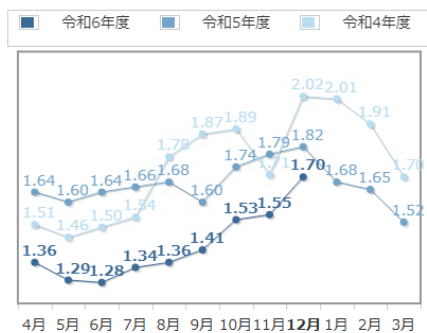
郡山・田村管内の雇用情勢

令和6年12月時点でのハローワーク郡山においての有効求人倍率は1.70倍となっており、依然として人手不足な状況が続いています。

この傾向は、コロナ禍以降においては特に高い状態で推移しており、市内での雇用だけでは事業所の人手不足は解消されないものと推測されます。

また、職業別にみると、事務職及び配送・清掃業については求職者数が求人数を上回っているが、他の業種についてはいずれも求人数が求職者数を上回っており、就職したい業種と求人を行っている業種に大きな差があります。

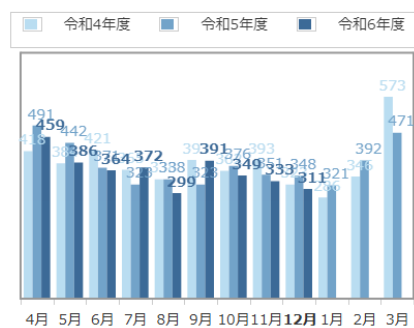
ハローワーク郡山の有効求人倍率（原数値）の推移



4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

（資料）福島労働局「最近の雇用失業情勢」よりハロワのいろはは作成

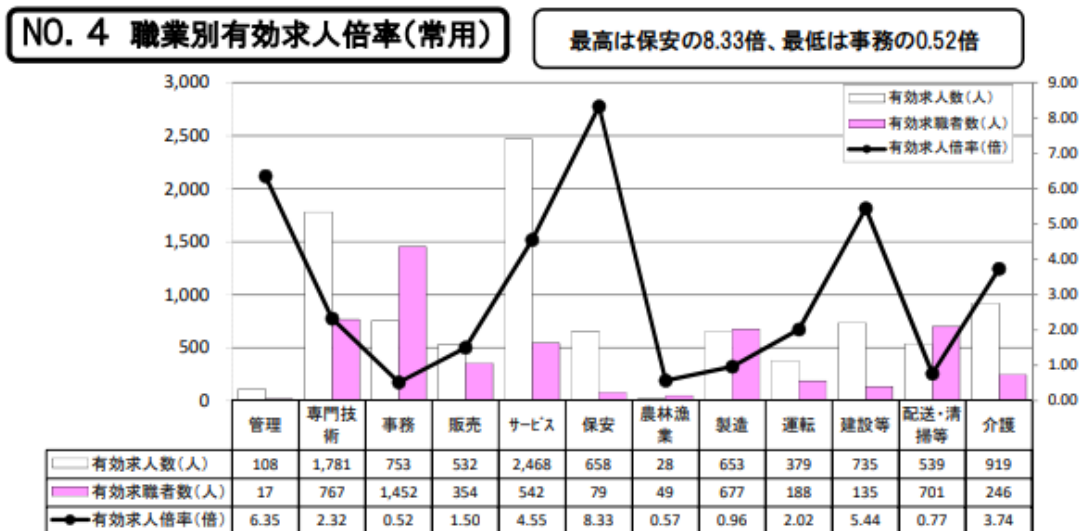
ハローワーク郡山の就職件数（一般）の推移



4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

（資料）福島労働局「ハローワーク別主要指標の状況」よりハロワのいろはは作成

出典：ハローワーク情報サイト「ハロワのいろは」より



出典：雇用ジャーナル 令和7年2月号より

（令和7年2月時点での職業別有効求人倍率）

田村市における新卒求人状況

田村市では、例年 6 月に新卒採用時期に併せて、田村市内立地企業と高校・専門学校進路指導担当教諭等との懇談会を開催しています。

懇談会開催にあたり、新卒求人の田村市に対する関心状況などを調査しており、令和 5 年度からは調査対象を郡山・田村管内だけでなく、いわき相双地区等にも拡大し、県内高校への調査を広げております。

調査の結果、田村市内に勤めたいという生徒は船引高等学校を中心に地元高校生が半分以上を占めており、地域産業への新卒就職見込み者は地元学校からということが伺えます。

また、令和 5 年度の調査時点で高校・専門学校生の回答として 93 人が田村市での就職希望でしたが、実績として、田村市内での就職を行った高校・専門学校生は 77 名に止まり、田村市でも良いと思ってくれている新卒者を、田村市で雇用できる体制づくりが必要です。

田村市内立地企業と高校・専門学校進路指導担当教諭等との懇談会
令和6年度調査結果報告

1. 調査対象

□高校

市内在住の学生が通学する主な学校をはじめとする福島県内の高校・専門学校 64校

■企業

市調査による市内主要企業 80社

2. 回答数(回答率)

□高校

64校中36校(56.25%)から回答あり。

■企業

80社中47社(58.8%)から回答あり。

3. 令和5年度就職者実績

単位:人

高校\区分	令和5年度							
	卒業生	就職者				R6.3就職実績		
		田村市内	市外県内	県外	計 (%)	希望者	就職者	(%)
県立船引高等学校	98	30	26	2	58 (59.2%)	58	58	(100.0%)
県立田村高等学校	138	14	26	7	47 (34.1%)	47	47	(100.0%)
県立小野高等学校	35	5	15	0	20 (57.1%)	20	20	(100.0%)
県立郡山北工務高等学校	258	5	111	33	149 (57.8%)	149	149	(100.0%)
県立郡山商業高等学校	268	8	98	15	121 (45.1%)	121	121	(100.0%)
県立清陵情報高等学校	192	1	87	3	91 (47.4%)	91	91	(100.0%)
県立あさか園成高等学校	154	0	9	6	15 (9.7%)	15	15	(100.0%)
郡山女子大附属高等学校	139	0	23	7	30 (21.6%)	30	30	(100.0%)
帝京安積高等学校	431	2	98	17	117 (27.1%)	117	117	(100.0%)
学校法人向志学園 向志高等学校	339	0	30	4	34 (10.0%)	34	34	(100.0%)
県立二本松商業高等学校	82	1	55	7	63 (76.8%)	63	63	(100.0%)
県立本宮高等学校	91	1	46	2	49 (53.8%)	49	49	(100.0%)
星槎国際高等学校	34	2	15	0	17 (50.0%)	18	17	(94.4%)
日本大学東北高等学校	516	0	1	0	1 (.2%)	1	1	(100.0%)
県立石川高等学校	53	0	28	3	31 (58.5%)	31	31	(100.0%)
県立いわき東の杜高等学校	35	0	18	1	19 (54.3%)	19	19	(100.0%)
相馬農業高等学校	74	0	31	5	36 (48.6%)	36	36	(100.0%)
県立原町高等学校	154	0	1	0	1 (.6%)	1	1	(100.0%)
須賀川新英高等学校	188	0	45	5	50 (26.6%)	50	50	(100.0%)
須賀川樹陽高等学校	216	0	6	2	8 (3.7%)	8	8	(100.0%)
白河実業高等学校後援校	13	0	11	0	11 (84.6%)	11	11	(100.0%)
白河実業高等学校	188	0	111	22	133 (70.7%)	133	133	(100.0%)
福島工業高等学校	228	0	99	27	126 (55.3%)	126	126	(100.0%)
県立ふくしま学院(県立校舎)	7	0	2	0	2 (28.6%)	2	2	(100.0%)
光南高等学校	191	0	64	4	68 (35.6%)	68	68	(100.0%)
県立会津西陵高等学校	94	0	38	10	48 (51.1%)	48	48	(100.0%)
いわき総合高等学校	176	0	26	3	29 (16.5%)	29	29	(100.0%)
福島工業専門学校	198	0	29	70	99 (50.0%)	99	99	(100.0%)
クイーンズビジネス国際学院	83	4	45	19	68 (81.9%)	70	68	(97.1%)
福島県立テクノアカデミー 郡山	62	1	53	6	60 (96.8%)	60	60	(100.0%)
福島県理工専門学校	5	0	3	0	3 (60.0%)	3	3	(100.0%)
いわきコンピュータカレッジ	51	0	36	13	49 (96.1%)	49	49	(100.0%)
県立たむら支援学校	11	3	2	0	5 (45.5%)	5	5	(100.0%)
県立郡山支援学校	13	0	0	0	0 (.0%)	0	0	(.0%)
県立須賀川支援学校	15	0	5	0	5 (33.3%)	5	5	(100.0%)
あぶくま支援学校	59	0	24	0	24 (40.7%)	25	24	(96.0%)
計	4,889	77	1,317	293	1,687 (34.5%)	1,691	1,687	(99.8%)
うち田村市	214	46	40	7	93 (43.5%)			

出典：田村市内立地企業と高校・専門学校進路指導教諭等との懇談会
各学校進路実績（R6 年度公表資料）

4. 令和6年度就職希望者

単位:人

高校\区分	卒業 予定者	令和6年度 就職希望者			
		田村市内	他県内	県外	計 (%)
県立船引高等学校	83	34	11	5	50 (60.2%)
県立田村高等学校	136	13	24	5	42 (30.9%)
県立小野高等学校	36	0	22	1	23 (63.9%)
県立郡山北工業高等学校	269	5	114	50	169 (62.8%)
県立郡山商業高等学校	232	0	83	9	92 (39.7%)
県立清陵情報高等学校	189	1	90	3	94 (49.7%)
県立あさか蘭成高等学校	145	1	8	2	11 (7.6%)
郡山女子大附属高等学校	132	0	15	0	15 (11.4%)
帝京安積高等学校	403	1	86	31	118 (29.3%)
学校法人内田学園 内田高等学校	440	0	41	3	44 (10.0%)
県立二本松商業高等学校	84	2	52	15	69 (82.1%)
県立本宮高等学校	89	0	44	1	45 (50.6%)
星槎国際高等学校	36	0	13	0	13 (36.1%)
日本大学東北高等学校	508	0	5	0	5 (1.0%)
県立石川高等学校	50	0	35	2	37 (74.0%)
県立いわき翠の杜高等学校	43	0	26	2	28 (65.1%)
相馬農業高等学校	78	0	29	10	39 (50.0%)
県立原町高等学校	137	0	1	0	1 (0.7%)
須賀川新栄高等学校	182	0	37	12	49 (26.9%)
須賀川明陽高等学校	194	0	1	0	1 (0.5%)
白河実業高等学校須賀校舎	15	0	12	3	15 (100.0%)
白河実業高等学校	160	0	103	6	109 (68.1%)
福島工業高等学校	211	0	102	22	124 (58.8%)
県立ふくしま学院(須賀校舎)	6	0	5	1	6 (100.0%)
光南高等学校	189	0	47	5	52 (27.5%)
県立会津西陵高等学校	106	0	26	13	39 (36.8%)
いわき総合高等学校	195	0	9	4	13 (6.7%)
福島工業高等学校専門学科	193	0	0	0	未定
アイゼンビジネス学校県立レッジ	74	1	71	2	74 (100.0%)
福島県立テクノアカデミー郡山	52	2	44	6	52 (100.0%)
福島県理工専門学校	9	0	4	1	5 (55.6%)
いわきコンピュータ・カレッジ	8	0	8	0	8 (100.0%)
県立たむら支援学校	14	4	1	0	5 (35.7%)
県立郡山支援学校	20	0	4	0	4 (20.0%)
県立須賀川支援学校	14	0	8	0	8 (57.1%)
あぶくま支援学校	60	0	28	0	28 (46.7%)
計	4,792	64	1,209	214	1,487 (31.0%)
うち田村市	178	41	25	12	78 (43.8%)

4. 令和5年度就職希望者

単位:人

高校\区分	卒業 予定者	令和5年度 就職希望者			
		田村市内	他県内	県外	計 (%)
船引高校	99	50	6	1	57 (57.6%)
田村高校	139	12	28	7	47 (33.8%)
小野高校	36	14	6	0	20 (55.6%)
郡山北工業高校	260	3	107	37	147 (56.5%)
郡山商業高校	268	1	107	0	108 (40.3%)
清陵情報高校	193	1	82	14	97 (50.3%)
あさか蘭成高校	155	0	11	5	16 (10.3%)
帝京安積高校	437	2	84	20	106 (24.3%)
尚志高校	344	0	30	7	37 (10.8%)
好間高校	55	0	28	3	31 (56.4%)
二本松実業高校	84	0	64	1	65 (77.4%)
本宮高校	93	0	42	4	46 (49.5%)
郡山萌世高校	90	2	58	1	61 (67.8%)
星槎国際高校	33	2	16	1	19 (57.6%)
翔洋学園高校	36	0	16	0	16 (44.4%)
日本大学東北高校	518	0	0	0	0 (0.0%)
湖南高校	21	0	11	0	11 (52.4%)
石川高校	54	0	32	2	34 (63.0%)
岩瀬農業高校	210	0	130	11	141 (67.1%)
榊明高校	121	0	63	9	72 (59.5%)
いわき翠の杜高校	37	0	23	2	25 (67.6%)
磐城農業高校	148	0	68	8	76 (51.4%)
勿来工業高校	156	0	97	15	112 (71.8%)
小高産業技術高校	136	0	55	13	68 (50.0%)
猪苗代高校	17	0	8	1	9 (52.9%)
福島工業高専	201	0	0	0	0 (0.0%)
FSGカレッジリーグ	169	2	61	36	99 (58.6%)
アイゼンビジネス学校県立レッジ	88	0	80	8	88 (100.0%)
福島県立テクノアカデミー郡山	62	1	51	4	56 (90.3%)
福島県理工専門学校	5	0	3	0	3 (60.0%)
いわきコンピュータ・カレッジ	54	0	52	1	53 (98.1%)
県立たむら支援学校	11	3	2	0	5 (45.5%)
計	4,330	93	1,421	211	1,725 (39.8%)
うち田村市	194				

出典：田村市内立地企業と高校・専門学校進路指導教諭等との懇談会

各学校生徒進路希望状況

(左図：R6 年度公表資料、右図：R5 年度公表資料)

基本方針に沿った各施策

No.	基本方針	基本方針における勘案事項	基本方針に対する具体的施策	
1	経営基盤の強化を促進すること。	(1)経営者の経営に関する知識の強化	市及び関係団体による支援の充実と企業の参画	市役所、各商工会ほか関係団体による企業支援 ・内部分析・外部分析・事業計画策定セミナーの実施 ・経営革新や経営力向上等、経営に必要な知識の各種セミナーの実施 ・金融機関による DX ノウハウの発信及びマッチング（実施の詳細検討は必要） ・就業規則整備（ライフワークバランス）のための専門家派遣制度の活用 ・市内認定支援機関と連携した事業計画策定支援
		(2)就労規程策定に向けた取り組み		
		(3)経営基盤強化に係る事業計画策定の促進		
		・ライフワークバランスの推進		
		・自社の経営資源の再確認		
		・DX 推進に向けた支援		
		・雇用の創出・維持に向けた支援	各団体間での連携	市役所及び団体間での連携 ・交歓会開催による情報交換の活性化 ・行政や商工会、金融機関における、ワンストップ化のための情報共有 ・商工会と連携した専門家派遣制度の活用 市による補助金等の整備 ・田村市中小企業・小規模事業者支援補助金
		・市内企業同士の横のつながりの強化		
		・商工会、金融機関と連携した経営相談メニューの拡充		
		・中小企業支援制度の整備		
		・補助金等のタイムリーな情報発信の強化	市による制度整備と情報発信	情報発信 ・田村市版ミラサポ（企業向け補助金（国・県・市ほか）総合支援サイト）の開設

2	円滑な資金の調達を促進すること。	・補助金獲得に向けたコンサルタントの活用	市及び金融機関、商工会等による支援の充実と企業の参画	金融機関、商工会による資金調達情報の発信 ・各種融資制度の情報発信 ・各種補助金・助成金の情報発信
		・資金調達の円滑化		
		・市内金融機関との連携強化		
		・利子補給制度の整備	市による制度整備と情報発信	市による補助金等の整備 ・中小企業借入金利子補給事業 ・クラウドファンディング活用支援事業補助金 ・中小企業経営合理化資金制度保証料低減額負担金事業
		・各種融資・補助金制度の活用		
		・中小企業・小規模事業者支援補助金の周知		
3	人材の確保及び育成を支援すること。	・人材の定着・育成を図るための環境整備	市及び関係団体による支援の充実と企業の参画	市役所、各商工会ほか関係団体による企業支援 ・市内企業共同の人材育成セミナー受講支援の実施 ・採用力強化等のセミナーの開催及び求人掲載の個別支援
		・メンター制度の導入促進		
		・求人・求職マッチングサービスの実施	市及びハローワーク等による支援の充実と企業の参画	市及び福島労働局（ハローワーク）等による就職支援の実施 ・田村市企業合同就職面接会の実施 ・市内企業の魅力発信 ・福島労働局との連携した雇用対策協定の締結及び協定内容に沿った事業の実施
		・市内定住雇用者支援		
		・市内企業の人材育成支援		
		・女性、若年層への雇用支援	市による制度整備と情報発信	・田村市内の求人情報の提供 ・福島県等の認証制度への登録推進 ・就労希望者の動向の調査 ・求職者支援制度の周知（職業訓練支援制度）
		・市内企業への就職支援		
		・外国人労働者の活用	事業利用希望者による制度研究	市による補助金等の整備 ・新規就労者向け奨励金の創設 ・ひとり親家庭高等職業訓練促進事業の実施

4	事業承継及び創業を促進すること。	・個人商店事業承継制度の推進	市及び金融機関、商工会等による支援の充実と企業の参画	市役所、各商工会ほか関係団体による企業支援 ・空き店舗情報の収集 ・商工会と連携した専門家派遣制度の活用等による伴走支援 市役所及び団体間での連携 ・行政や商工会、金融機関によるワンストップ対応のための情報共有 ・後継者不在事業者と創業希望者のマッチング 市による補助金等の整備 ・田村市中小企業・小規模事業者支援補助金の拡充（事業承継等促進事業） ・田村市中小企業経営合理化資金保証融資制度の拡充（事業承継資金）
		・創業希望者の発掘		
		・事業承継者確保及び育成		
		・事業承継希望者の把握		
		・計画策定及び資金調達 の支援	市による制度整備と情報発信	・田村市中小企業借入金利子補給制度の拡充（事業承継資金・創業資金） ・田村市創業スタートアップ支援補助金 ・田村市商店街にぎわい事業補助金 ・田村市空き店舗バンクの充実・活用 ・市内創業者向け相談窓口の設置 ・田村市移住チャレンジ事業による支援
		・田村市空き店舗バンク の活用		

5	販路拡大及び強化を促進すること。	・地域外からの消費流入促進	市及び商工会、金融機関等による支援の充実と企業の参画	市役所、各商工会ほか関係団体による支援の実施 ・デジタル地域通貨等の調査・研究 ・需要に応じた公共施設の貸し出しの検討 ・県や関係機関等が開催する展示会や商談会の情報提供の強化 ・田村市ブランドの活用 ・オンラインショップの活用 ・市内観光資源を活用した観光プランの確立・発信
		・地域内消費喚起事業の実施		
		・地域通貨事業による経済循環		
		・田村市ブランドの確立	市による制度整備と情報発信	・プレミアム商品券及びデジタル商品券の発行による地域内消費喚起 市による制度・事業整備 ・田村市ブランド認証産品【田村の極】 ・認証取扱店のブランド力及びPR強化
		・買い物弱者、商店街活性化事業の推進		
		・観光業を踏まえた、田村市旅行モデルの確立	市及び各団体による研究・検証	・ふるさと納税返礼品事業の展開 市及び関係団体による検討事項 ・市内特産品の紹介冊子の作成。 ・観光客を見据えた接客接客スキルアップ ・地域資源、観光資源の共通認識
		・地域資源を活用した産業支援		

6	その他中小企業及び小規模企業の振興に関すること。	・企業の求める施策に関する継続的な調査	市及び商工会、金融機関等による支援の充実と企業の参画	市役所、各商工会ほか関係団体による支援の実施 ・エコノミックガーデニング田村の運営 市による事業実施 ・定期的な地域内企業の需要動向、地域内産業情報調査の実施
		・地域内企業の需要・動向の把握		
		・副業支援		
		・その他補助事業の周知		

参考資料

田村市中小企業及び小規模企業振興基本条例

(目的)

第1条 この条例は、中小企業及び小規模企業が田村市（以下「市」という。）における経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業及び小規模企業の振興に関し、基本理念及び施策の基本となる方針を定め、市の責務、事業者及び中小企業団体等の役割等を明らかにするとともに、中小企業及び小規模企業の振興に対する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、市経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項各号に該当する者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 法第2条第5項に規定する者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業団体 商工会その他の中小企業及び小規模企業の振興を目的とする団体であって、市内で事業活動を行うものをいう。
- (4) 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行う者及び信用保証協会であって、市内で事業活動を行うものをいう。
- (5) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち、市内に存するもの及び市内で教育研究活動等を行うものをいう。

関連情報

(基本理念)

第3条 中小企業及び小規模企業の振興は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 中小企業者及び小規模企業者は、自らの努力及び創意工夫により経営力向上を図り、成長発展及び事業の持続的な発展に努めること。
- (2) 市の経済の発展を促進していくため、市、中小企業団体、金融機関、教育機関並びに市民は、中小企業者及び小規模企業者が市の経済と雇用を支える担い手であり、地域社会の維持、発展に重要な役割を担っているという基本的認識の下、中小企業及び小規模企業の発展を図るため相互に協力して取組むこと。

(施策の基本方針)

第4条 前条に定める基本理念を実現していくため、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 経営基盤の強化を促進すること。
- (2) 円滑な資金の調達を促進すること。
- (3) 人材の確保及び育成を支援すること。
- (4) 事業承継及び創業を促進すること。
- (5) 販路拡大及び強化を促進すること。
- (6) その他中小企業及び小規模企業の振興に関すること。

(市の責務)

第5条 市は、前条の施策の基本方針にのっとり、中小企業及び小規模企業の振興に関する総合的な施策を策定し、周知し、及び実施する責務を有する。

2 市は、必要に応じて、又は機会を捉えて、国、福島県その他関係地方公共団体等に協力及び支援を求めるものとする。

(中小企業者及び小規模企業者の努力)

第6条 中小企業者及び小規模企業者は、経済的又は社会的環境の変化に即座に対応するため、自主的に経営力向上、経営基盤の強化及び経営の革新に努めるものとする。

2 中小企業者及び小規模企業者は、人材の育成、雇用の安定、従業員の福利厚生の実施、従業員の子育て及び介護支援等に配慮した仕事と生活の調和の実現に努めるものとする。

3 中小企業者及び小規模企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

4 中小企業者及び小規模企業者は、学生又は就職希望者の就職に当たって行う就業の体験活動、学校又は関係団体が行う職業の体験活動その他職業に関する理解を深める活動に協力するよう努めるものとする。

5 中小企業者及び小規模企業者は、自己の企業活動の積極的な広報に努めるものとする。

(中小企業団体の役割)

第7条 中小企業団体は、中小企業者及び小規模企業者に対し積極的な支援を行うことに努めるものとする。

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、中小企業者及び小規模企業者に対し円滑な資金の供給、経営の相談の対応等を行うことに努めるものとする。

(教育機関の役割)

第9条 教育機関は、学生等に対し、勤労及び職業に対する意識の啓発、知識の提供に努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第10条 市民は、中小企業及び小規模企業の振興が市経済の発展及び市民生活の向上に果たす役割について理解を深めるとともに、中小企業及び小規模企業の振興施策に対し協力するよう努めるものとする。

(基本計画の策定)

第11条 市は、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中小企業及び小規模企業振興施策に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画には、中小企業及び小規模企業の振興を総合的かつ計画的に推進するための目標、施策その他必要な事項を定めるものとし、策定にあたっては、中小企業団体、金融機関等から意見を求めるものとする。

(基本計画の公表)

第12条 市は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

(中小企業及び小規模企業振興円卓会議)

第13条 中小企業団体は、中小企業及び小規模企業の振興を推進するため必要と認めるときは、規約を定め、中小企業及び小規模企業振興円卓会議（以下「円卓会議」という。）を設置することができる。

2 円卓会議は、前項の目的を達成するため、基本計画その他この条例に定める事項について、その実施状況その他必要な事項について自ら調査、検証等を行い、市長に意見を述べることができる。

(受注機会の増大)

第14条 市は、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意しつつ、中小企業者及び小規模企業者の受注の機会の増大を図るよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第15条 市は、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

中小企業、小規模企業、小企業の定義

「中小企業」と「中小企業者」等の違いについては、例えば「中小企業」は中小企業を包括的・総称的に指す場合に用い、「中小企業者」は個別具体の会社や個人を指す場合に用います。

- ① 中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号までに規定する「中小企業者」は以下の通りです

※資金基準、従業員数のいずれか一方を満たせば「中小企業者」になります。

資本金基準（資本金の額または出資の総額を満たす会社）

従業員基準（常時使用する従業員の数を満たす会社及び個人）

○製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）・・・3億円以下300人以下

○卸売業・・・1億円以下100人以下

○サービス業・・・5千万円以下100人以下

○小売業・・・5千万円以下50人以下

○ゴム製品製造・・・（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製品並びに工業用ベルト製造業を除く）・・・3億円以下900人以下

○旅館業・・・5千万円以下200人以下

- ② ※中小企業基本法第2条第5項に規定する「小規模企業者」は以下の通りです。

○製造業その他・・・従業員20人以下

○商業・サービス業・・・従業員5人以下

- ③ 小規模企業振興基本法第2条第2項に規定する「小企業者」は以下の通りです。

○全ての業種分類・・・従業員5人以下